



2つの支援制度

安全のための「解体」と未来のための「活用」

市では、それぞれの目的に合わせた「解体」と「活用」の補助制度を設けています。

老朽化した空き家を解体する

人吉市老朽危険空き家等除却促進事業

老朽化し危険な状態となった空き家の解体を行う建物の所有者などにその費用の一部を補助します。

対象

市内にある「老朽危険空き家等」に当てはまる住宅または兼用住宅

- ・おむね1年以上使用されず、今後も居住する見込みがない
- ・建物の老朽化が進み一定の基準に当てはまる（建物の不良度判定基準評点が100点以上）
- ・倒壊や外壁材・屋根材の落下などの危険があり、近隣や道路などに影響を及ぼしている

※空き家の敷地内にある門や塀、立木の撤去も対象（別棟の倉庫や小屋は対象外）。

補助額 補助対象経費（消費税を除く）の5分の2（上限30万円）

※今年度の募集枠は5件です。早めにご相談ください。詳しくは市ホームページをご覧ください

申請方法

補助を受けるには、市の事前調査が必要です。市地域コミュニティ課自治支援係に相談してください。

▶詳しくはこちら



不要物の撤去や入居に必要な活用・改修工事にかかる費用の補助を受けて活用する

人吉市空き家バンク活用促進事業補助金

空き家バンクに登録された物件の利活用を促進するため、不要物の撤去や改修工事などにかかる費用の一部を補助します。

対象

・空き家バンクの登録物件を売買・賃貸するために行う不要物の撤去や、入居に必要な改修工事など

条件

- ・交付決定年度内に完了する見込みであること
- ・原則として、市内に本店・支店・営業所などを有する事業者または個人事業者が施工すること
- ・交付決定前に着手していないこと

※ほかにも条件があります。事前にご確認ください。
補助額 補助対象経費（消費税を除く）の2分の1以内

区分	上限額
不要物の撤去	10万円
改修工事など	80万円

申請方法

工事や撤去に着手する前に申請が必要です。利用を希望する人は、市ホームページをご覧ください。詳しくはこちら

▶詳しくはこちら



空き家を生み出さないためのチェックリスト

将来、実家を「空き家問題」に直面させないために、家族で話し合しましょう。

- 相続登記が済んでいる
↳ 相続登記は義務化されています。放置すると手続きが複雑になります。
- 誰が引き継ぐか明確になっている
- 家財道具の片付け（生前整理）を始めている
- 家族で「将来この家をどうするか」を話し合っている
- 権利証や関係書類の保管場所を家族に伝えている



空き家は「所有者の資産」であり「地域の課題」です

市内でも空き家が増えています。放置すると老朽化が進み、トラブルの原因にもなります。地域の安全を守るため、空き家について考えてみませんか？

「自分の家はどうすべきか？」「まずは話だけでも聞きたい」といった段階でも構いません。お気軽にご相談ください。

空き家を持っている人のチェックリスト

家の老朽化や不審者の侵入などのトラブルを未然に防ぎ、地域の安心を守りましょう。

- 3カ月以上、見回りや換気をしていない
- 雑草や庭木が伸び、近隣に迷惑を掛けている
- 外壁の剥がれや屋根瓦のズレがある
- 郵便受けにチラシがたまっている
- 不審者が侵入できる隙間がある

一つでも当てはまる場合は要注意です！
自分で管理できない場合は、業者に依頼するなど小まめに点検・管理を行いましょう。



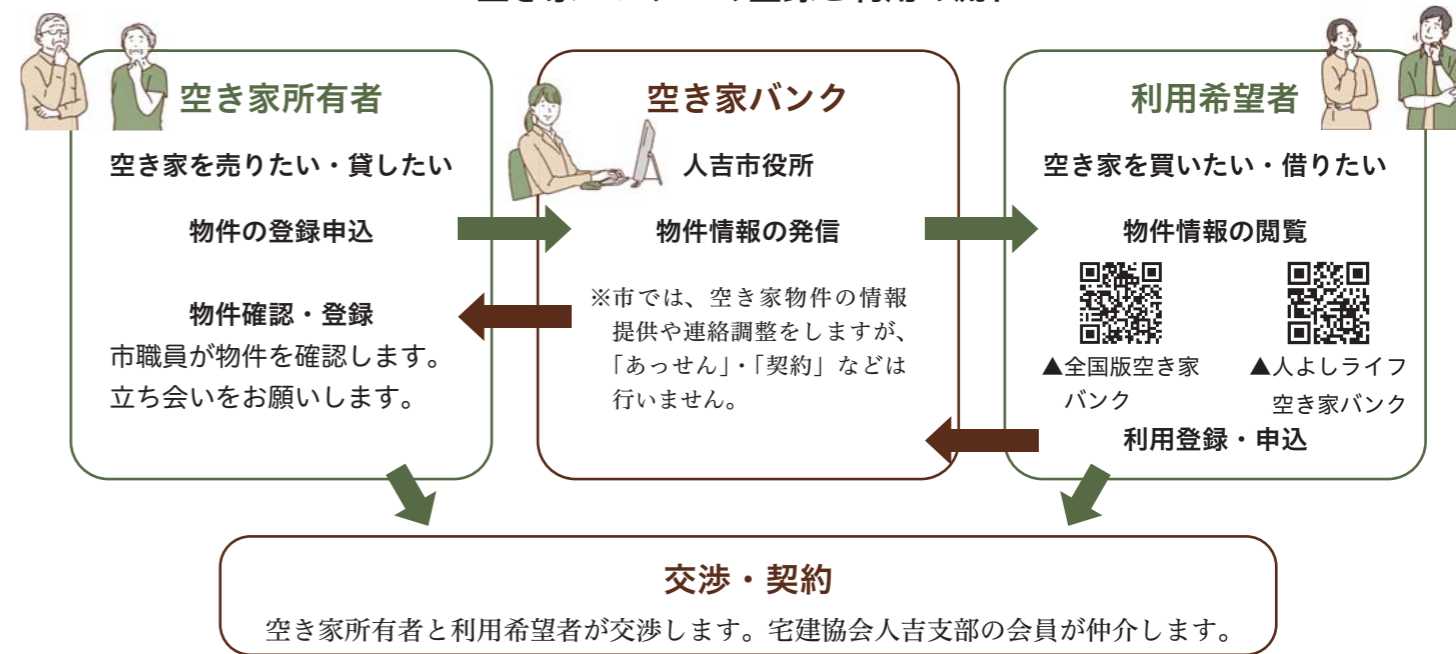
空き家を放置せず、前向きに活用・整理するための方法をご紹介します

空き家バンクで住まいを「生かす」

空き家を「売りたい人」、「貸したい人」に情報を登録してもらい、その空き家の情報を公開し、利用を希望する人に情報提供する制度です。

空き家を持っている人や今後空き家になる予定の物件を持っている人は、市地域コミュニティ課自治支援係に相談してください。

空き家バンクへの登録と利用の流れ



人吉市空き家・不動産の相談会を開催します！

相談会では宅地建物取引士や司法書士、市担当者に空き家や不動産に関する悩みが相談できます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくはこちら

▲詳しくはこちら

期日 7月30日(木)
時間 午後1時30分～4時30分

問合せ 市地域コミュニティ課自治支援係 (☎22-2111 内線1062 FAX24-5005)
✉ chiikicom@hitoyoshi.kumamoto.jp